

摂南大学 課外活動ガイドライン

摂南大学学生部

2020.9.2 版



課外活動を行うにあたっての基本方針・諸条件

<基本的な考え>

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、学生のみなさんに対しては、国・大阪府等から感染拡大防止を念頭に慎重な行動が求められています。また、本学としても、教育・研究への影響を考慮し、学校生活のみならず、普段からの感染防止対策の徹底をお願いしているところです。

一方、課外活動については、感染防止対策を徹底することを前提に、様々な競技・分野・カテゴリーで活動が再開されており、リーグ戦・競技会等の開催も予定されています。

については、学生のみなさんとともに感染症の拡大防止に取り組み、課外活動の活性化と新たな行動様式の確立を図りたいと思いますので、活動を希望する団体は積極的に学生課・枚方事務室に相談のうえ、所定の「集会申請書」を提出し、活動の許可を得てください。

なお、感染拡大防止対策として、

- ① 一部の大学施設については、利用制限があります。
- ② 感染者・濃厚接触者が発生した場合に備え、「セツログ」への登録を義務付けます。
- ③ 感染症の拡大により、国・大阪府等から、緊急事態宣言等の行動制限が発出された場合は、活動に制限することがあります。
- ④ 以下に示す諸条件等を遵守した活動を計画すること。

摂南大学
学生部長

<活動許可申請条件>

1. 課外活動に限らず、大学からの指示事項を遵守すること。
2. 課外活動に限らず、普段の生活から、手洗い・咳エチケットなどの感染防止策を徹底すること。また、学内外を問わず、マスクの着用を励行すること。
3. 課外活動に限らず、
 - (1) 繁華街など、人込みへの外出を避けること。
 - (2) 人数に限らず、3密(密閉空間・密集場所・密接場面)で唾液の飛び交う環境を避けること。
4. 活動の必要性、活動時間・人数について、十分に検討すること。
5. 所属部員に対し、活動への参加を一切強要しないこと。
6. 感染が疑われる(身近な人に感染者が出た、感染者が出た場所を通った等)部員や、健康面に不安のある部員(微熱を含む発熱・咳・喉の痛みがある等)は、活動に参加させないこと。
7. 活動内容について、顧問・指導者に事前承認を得ること。

<感染症対策のポイント>

◆活動内容・人数・場所・用途等

1. 十分な換気ができる環境で活動する。
⇒原則として、屋内は窓や出入口(1部屋につき最低2方面)を開け、換気扇をまわす。
2. 一度に一か所に多人数で集まらない。
⇒原則として、人と人との距離を維持できないような密集状態をつくらない。
⇒その場合、学内に代替え可能な施設がないか、部内で検討してください。
3. 学外施設を利用する場合は、当該施設の利用ルール等を遵守する。

◆活動参加者の管理

1. 毎回の活動参加にあたり、個々の活動開始時間・終了時間を記録する。
2. 活動前に参加者全員の検温を行い記録する。また、発熱とみられる(37.5 度以上を目安とする)体温であった場合は、活動への参加を認めない。
3. 全ての活動日に必ず参加者全員が「Setsudai extracurricular activities log(セツログ)」で活動記録を付ける(3ページにQRコードを記載)。

◆感染の機会を減らす

1. 原則として、全部員にマスクの着用を指示する。ただし、熱中症防止対策の観点から、こまめな休憩や水分補給が必要です。
2. 水分補給用の水やタオルは必ず個人で用意し、共用しない。
3. 更衣時はグループ分けし、入れ替わり制等により必ず「3密」とならないようにする。
4. 個人が出したゴミは、必ず個人で持ち帰る(集める行為等はしない)。
特に鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて縛り密閉して持ち帰る。
5. マスク・消毒液等を各団体に準備し、活動に際して使用した団体の物品等は消毒する。
6. 原則として、エレベーターは使用せず、階段を利用する。

<禁止する活動>

1. 大学キャンパスの施設・設備等がなくとも、自宅やオンラインで代替が可能と判断される活動
(ミーティングや自主トレ等については、原則 Web で行ってください)
2. コンパなど飲食を伴う活動
3. 不特定多数を集めるイベント等の実施・参加活動
4. 不特定多数を対象とした直接的な新入部員勧誘活動(ビラ配りなど)
5. その他、十分な感染症対策がとられていないとみなされる活動

<各施設の利用について>

1. 別添の「課外活動関係施設一覧」を参照し、各施設の使用禁止場所や注意点などを必ず各自で確認してください。

2. 課外活動に関わる全ての施設は、原則として、申請した日時以外での利用はできません。
3. 更衣は部室棟1階の「合宿所」や部室を利用し、各団体内で少人数グループをつくり、入れ替わり制かつ1グループ上限15分としてください。
4. 学外施設を利用する際は、必ず当該施設の利用ルール等を遵守し、3密(密閉、密集、密接)を徹底的に回避してください。

(注意)

- ・活動内容(練習内容など)の検討にあたっては、各競技連盟・学生連盟からの通知・ガイドライン等を参考にしてください。
- ・合同練習や練習試合等を行う場合は、必ず計画段階で学生課に詳細を相談し、「合同練習等実施計画・申請書」を提出してください。
- ・学外での活動については、詳細(日程、行先、活動内容、感染症対策が徹底できる環境かどうかなど)や新規感染者の発生状況等をふまえて個別に許可を判断します。
- ・本書の記載内容が守られていない場合や、申請した内容以外の活動が見受けられた場合は、直ちに活動許可を取り消します。
- ・再度、緊急事態宣言が発令される等、感染症の大幅な拡大が見られる場合は、直ちに活動の停止を指示します。
- ・各団体において、新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者等が発生した場合は、当面の間、全ての活動の停止を指示することがあります。

以上

※Setsudai extracurricular activities log(セツログ) はこちら →
いつでもアクセスできるようにしておいてください。

